

◎市立学校で起きた校舎外壁の剥落事故に係る損害賠償について

1 事故発生を確認した日時

令和4年5月30日（月）午後3時頃（事故の発生日時は同日午前7時30分頃から午後3時頃までの間）

2 事故発生場所

市立馬堀小学校教室棟正門側の外壁上裏

3 事故の被害状況について

外壁剥落箇所の下に駐車してあった自動車1台のボンネット前方のへこみ（10cm×20cm）及び塗装がはがれました。

4 事故発見時の状況について

当該場所には学校通勤用自動車の指定駐車場所として教職員の自動車が3台駐車してありました。被害者とは別の教員が被害車両のボンネットに傷があることを発見し周囲を確認したところ、コンクリート片が散乱していることを確認しました。

報告を受けた教頭が周囲を確認しましたが、人的も含め他に被害はありませんでした。

なお、当日午前7時30分頃、教頭が敷地内や校舎周りの定期巡回をした際に、外壁も含め異常は確認されていませんでした。

5 事故の原因及び対応について

外壁のコンクリートが経年劣化によりひび割れ、空気や水分が侵入することで中の鉄筋にサビが発生し、体積が膨張することで内側からコンクリートを押し出してしまう鉄筋爆裂という現象により、校舎外壁の一部が剥落しました。

なお、当該校においては、建築基準法で定める12条点検を実施していましたが、当該箇所について指摘はありませんでした。

当該校舎については、建物の外周で危険がある通路を通行止めとし、業者による緊急点検・補修を実施、安全が確認された後に通行止めを解除しました。

6 被害者への対応について

市は、被害車両の所有者と修理費用について協議し、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により7月29日に専決処分を行い、示談が成立し、損害賠償として256,230円を支払いました。

このことは、地方自治法第180条第2項の規定により、次の市議会9月定例議会に報告をいたします。

7 再発防止について

すべての市立学校について、同様の危険性がないか、順次、緊急点検を実施し、外壁剥落の兆候が見られた学校については補修を順次行っています。

今後も引き続き、安全点検と適切な維持管理を徹底し、事故を未然に防止するよう努めてまいります。